

第219回 独占禁止懇話会議事録

1. 日時 令和3年9月24日（金）10：00～12：00

2. 場所 オンライン方式による開催

3. 出席者

【会員】伊藤会長，有田会員，及川会員，大野会員，川濱会員，鬼頭会員，黒川会員，河野会員，笹川会員，白石会員，泉水会員，竹川会員，田中会員，土田会員，野原会員，細田会員，山下会員，山田会員，由布会員，レイク会員

【公正取引委員会】古谷委員長，山本委員，三村委員，青木委員

【公正取引委員会事務局】

菅久事務総長，杉山官房総括審議官，田辺官房政策立案総括審議官，大胡官房審議官（国際担当），品川官房審議官（企業結合担当），原官房総務課長，小林経済取引局長，塚田経済取引局総務課長，岩下企業結合課長，岩成取引部長，守山企業取引課長，奥村下請取引調査室長補佐，藤本審査局長，宮本管理企画課長，吉川第四審査上席（デジタルプラットフォーマー担当）

4. 議題 ○ ①令和2年度における独占禁止法違反事件の処理状況

②アップル・インクに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について

○ ①令和2年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組

②最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた中小事業者等取引公正化推進アクションプラン

○ 令和2年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例

○小林経済取引局長 皆様，おはようございます。経済取引局長の小林でございます。

7月に着任しております。どうぞよろしく願いいたします。

定刻となりましたので，第219回の独占禁止懇話会を開催させていただきます。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は事前に御案内しましたとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、完全オンライン形式の開催とさせていただいております。

開会に当たりまして、ウェブ会議システムを用いた議事運営方式について御説明させていただきます。

毎回同じ説明で恐縮でございますが、会議中はハウリング防止のためお手元のウェブ会議端末のマイクは常にミュートにさせていただき、御発言時のみ御自身でマイクのミュートを解除してから御発言をお願いします。ハウリングが生じた場合などには、事務局側からマイクをミュートにさせていただく場合がございます。

また、各議題における御質問、御意見の御発言については、御発言希望の事前登録のある方から指名させていただきますが、事前登録されていない方におかれましても、画面右下のチャット機能を使用して御発言希望がある旨を入力してください。御発言に当たっては、伊藤会長の指名後に御自身でマイクのミュートを解除して御発言をお願いします。御発言後は御自身でマイクをミュートに戻してください。

また、会員以外の傍聴者の皆様はカメラとマイクの両方をオフの状態にして傍聴をお願いいたします。

活発な意見交換をお願いできますと幸いです。

○伊藤会長 おはようございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。
本日の3つの議題の紹介をさせていただきたいと思います。

1番目は令和2年度における独占禁止法違反事件の処理状況、それに伴いまして2番目としてアップル・インクに対する独占禁止法違反被疑事件の処理につきまして、以上が1番目の議題でございます。

2番目は、①として令和2年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組、②として最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた中小事業者等取引公正化推進アクションプラン、そして、3番目は令和2年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事

例，以上の3つです。これら3つの議題につきまして，それぞれ公正取引委員会の説明の後，会員の皆様から御意見を伺いたいと思います。

それでは，最初の議題に入りたいと思います。

①令和2年度における独占禁止法違反事件の処理状況，②アップル・リンクに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について，宮本管理企画課長から説明をお願いいたします。

○宮本管理企画課長 管理企画課長の宮本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは，令和2年度における独占禁止法違反事件の処理状況について御説明したいと思いますが，令和2年度のポイントを3つ挙げるとすれば，1つ目は医薬品の入札談合について検事総長に告発したこと，2つ目は平成30年12月に導入された確約手続をデジタル・プラットフォーム事業者を始めとして積極的に活用したこと，3つ目は私的独占に対する課徴金の納付を初めて命じたということです。

それでは，お手元の独禁懇219-1①と書いてあります令和2年度における独占禁止法違反事件の処理状況（概要）に基づいて説明させていただきます。

まず，1ページ目になります。

左上のグラフを御覧いただけますでしょうか。令和2年度の法的措置，これは排除措置命令と確約計画の認定になりますが，令和2年度においては15件ございました。行為の内容としましては，価格カルテルが6件，入札談合が1件，受注調整が1件，私的独占が1件，不公正な取引方法が6件となっております。

また，右上のグラフを見ていただくと分かりますが，15件のうち9件が排除措置命令，6件が確約計画の認定となります。この確約手続につきましては，独占禁止法違反が疑われる事案がある場合において，公正取引委員会が事業者から独占禁止法の疑いを解消する確約措置の申出を受け，この確約措置が違反の疑いを解消するのに十分であり，履行が確実に行われると認められる場合にこの確約措置を認定するという形で，違反であるか違反でないかということの認定をせずに事件を処理していくというスキームです。いわば独占禁止法違反の疑いについて，公正取引委員会と事業者

との合意による自主的な解決手続ということになります。この制度は平成30年末に導入され、まだ2年ですが、順調に定着しているのではないかと考えております。

そのほか、注意・打切り、これは公表したものに限られますが、3件あります。うち1件が注意で、2件が事業者が自主的に改善措置を申し出たもので、これが実施されれば独占禁止法上の問題は解消されるものとして審査を終了するというにしましたものです。

また、これ以外に検事総長への告発も1件あります。

過去と比較しますと、審査事件の処理状況の推移としましては、最近の処理状況とほぼ同様の水準になっていると考えております。

続きまして、左下のグラフですが、これは課徴金の納付命令の状況です。令和2年度におきましては、4名の事業者に43.2億円の課徴金の納付を命じています。特筆すべきこととしましては、1件の私的独占事件に課徴金の納付を命じたことです。平成21年に独占禁止法改正がありまして、独占禁止法第3条の私的独占の禁止、この規定に違反する行為であって、他の事業者の事業活動を排除することによるもの、排除型私的独占ですが、これに対する課徴金制度が導入されましたが、本件は排除型の私的独占に対して課徴金の納付を命じた初めての事案となります。

続いて、2ページ目を御覧ください。

2ページ目は令和2年度に法的措置を採った事案の一覧を類型ごとに示しております。1つ目の私的独占に関する事件ですが、マイナミ空港サービス会社に対する件で、同社が八尾空港における機上渡し給油における航空燃料の販売に際して、自社の取引先需要者に新規参入者から機上渡し給油を受けないようにさせていたことにより、新規参入を排除していたという事件です。また、本件は先ほど紹介しましたように私的独占事件で初めて課徴金納付を命じた事案です。

次に、価格カルテル事案です。価格カルテルは6件ありまして、これはいずれも豊田市内にある愛知県立の高校6校それぞれについて販売業者が制服の販売価格の引上げを合意していたというものです。

次に、入札談合事件ですが、これは山形県発注の警官用制服の入札の参

加業者が受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたというものです。

次の受注調整事件ですが、これはJR東海発注のリニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事の指名競争見積りの参加業者であるゼネコン4社が受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたというものです。これは平成30年3月に検事総長に告発した事案で、今回は行政処分として排除措置命令及び2社に課徴金納付命令を行ったものです。

最後に不公正な取引方法の事件ですが、6件いずれも確約計画の認定を行ったものです。一番上、クーパービジョン・ジャパン株式会社に対する件、それから、4番目の株式会社シードに対する件、それから、一番下の日本アルコン株式会社に対する件ですが、これらはいずれもコンタクトレンズの販売に関するもので、小売業者の販売価格の表示を行わせないようにしたり、インターネットでの販売を制限していたというものでした。残りの3件はいずれも優越的地位の濫用事件です。ゲンキー株式会社に対する件は、ドラッグストアを営む同社が納入業者に新規開店時などに従業員の派遣を要請していたとか、クリスマスケーキやお節料理の購入を要請していたとか、催事における協賛金や物流センターのセンターフィー等、各種金銭の提供を要請していたとか、売上不振商品の返品を要請していたというものです。

次のアマゾンジャパン合同会社に対する件、こちらも優越的地位の濫用事件で、代金を減額していた、各種金銭の提供を要請していた、それから、過剰在庫商品を返品していたというものです。

最後がビー・エム・ダブリュー株式会社に対する件で、こちらはディーラーのこれまでの販売実績等から見て、当該ディーラーが到底達成することができない販売計画台数案を策定し、当該販売計画台数を達成させるために当該ディーラーが新車を販売する上で必要となる事業用車両の台数を超えてBMW新車を当該ディーラーの名義で新規登録することを要請していたというものです。

この3件に関連しまして、資料は飛びますが、次の4ページ目、確約手

続の効果的な運用を御覧ください。

先ほど申しました3件は、いずれも確約手続で処理したのですが、そこにありますようにこれまでの類似事件に係る排除措置命令では命じられない措置を命じたということがあります。例えばゲンキー株式会社に対する件やアマゾンジャパン合同会社に対する件では、納入業者に返金といった金銭的価値の回復、あるいはビー・エム・ダブリュー株式会社に対する件では、合理的な根拠に基づいた販売計画台数の案の策定やディーラーとの十分な協議を経た上で合意することなどを内容とするガイドラインの策定、従業員への十分な教育の実施、ディーラーからの外部通報の窓口設置というものです。

確約計画の認定は、早期の競争状態の回復とともに排除措置命令では命じられないような、今申し上げたような措置が盛り込めるということにも意義がありますので、引き続き確約計画の認定制度を効果的に運用していきたいと考えております。

またページを戻って申し訳ありませんが、検事総長への告発です。

冒頭でも御紹介しましたとおり、令和2年度は検事総長への告発を1件行っております。これは独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札において、平成28年度、平成30年度発注分について卸売業者間で受注割合を決めていたというものです。本件は医薬品大手によるもので、金額も大きく、保険制度下で国民への多大な影響を及ぼし、過去の違反歴もあるということで刑事告発に至ったものです。

5ページ目を御覧ください。

これは令和2年度において公正取引委員会で取り上げた分野になります。デジタル社会の中でデジタル・プラットフォーマーの優越的地位の濫用事件や高齢化社会の中での医薬品分野、コロナ禍におけるコロナ対策としての家賃支援給付事業など社会ニーズに対応した取組を進めております。こうした社会ニーズへの対応は、独占禁止法が自らの生活に深く関わり重要なものであると認識してもらおうという点でも大きな意味があると考えておりまして、引き続き社会のニーズにアンテナを張っていきたいと考えております。

6 ページ目になりますが、優越的地位の濫用への対処ということで、既に述べましたが、令和2年度においては3件の優越的地位の濫用事件について確約計画の認定を行っております。また、優越的地位の濫用につきましては、審査局内に設けております優越的地位濫用事件のタスクフォースで効果的・効率的な調査を行っており、令和2年度におきましては、問題の見られた小売業者、卸売業者、宿泊業者に47件の注意を行っております。

7 ページ目を御覧ください。

不当廉売に関しましては、迅速な対処が必要ということで、原則として2か月という処理期間を定めて集中的に処理しております。件数的には酒類、石油製品といったところの注意件数が相変わらず多いわけですが、引き続き適切に対応していきたいと思っております。

最後、8 ページになります。

独占禁止法違反における発注者の問題につきましては、発注者に対する入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置がありますが、令和2年度におきましては、調査した事案において改善措置要求は行っておりません。ただ、同法の入札談合への関与行為が認められなくても競争政策上必要な措置を講じるべきと判断した事項については、発注者などに制度運用の見直しを求めたり通知を行ったりしております。令和2年度におきましては、2件ほど紹介させていただきたいと思います。山形県発注の警察制服の入札談合で、毎年度予定価格設定のための参考見積価格の提示を常に違反行為者5社のうち3社に依頼しており、その際に5社は過去の受注実績等を勘案して受注予定者を決定するというような行為が行われていたため、予定価格と同額又はそれに近い金額で受注していたという事実が認められました。このため、このような発注制度の見直しを山形県に求めたところでは、

また、愛知県立の高校の制服に係るカルテルでは、指定販売店各社の制服の販売価格等を掲載した共通チラシを作成するよう指定販売店に依頼する場合、指定販売店が当該依頼等に応じるためのやり取りを行う際に、これを契機として制服の販売価格についての情報交換を行うおそれがあるという点を愛知県教育委員会に通知したところでございます。

以上、簡単ではありますが、令和2年度の独占禁止法違反事件の処理状況について説明させていただきました。

引き続き独禁懇291-1②とありますアップル・インクに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について説明させていただきます。

本件は、iPhoneアプリに係る音楽配信事業、電子書籍配信事業及び動画配信事業に係る制限行為を取り上げたものです。

資料の最後のページになりますが、別紙と右上にあるページを御覧ください。

この上の図にありますとおり、iPhoneのアプリについては2種類ありまして、左側にもあるとおりアプリ内で音楽や電子書籍といったデジタルコンテンツの販売を行っているもので、この場合は、販売に当たってはアップルの指定する課金方法によることとされております。これをIAP課金と呼んでいますが、その際に、売上の15%又は30%の手数料をアップルが徴収しています。もう1つが右側にあるリーダーアプリと呼ばれるもので、こちらはアプリ内ではデジタルコンテンツの販売は行っておらず、一番右にありますようにデベロッパーのウェブサイトなどでこういった電子書籍や音楽といったものを販売しているというものでございます。その場合の課金というのはIAP以外の課金ということになっております。リーダーアプリにおきましては、こういった購入したデジタルコンテンツを視聴するというものです。このようにアプリで視聴するデジタルコンテンツの販売に当たりましては、IAP以外の課金方法もあり、こうした選択肢の存在はデジタルコンテンツ等の価格を引き下げる効果を持ち得るものですが、この図にもありますとおり、アプリ内でウェブサイトへ誘導することを禁止しております。例えばアプリ内でウェブサイトのリンクを貼って、そこをクリックすればウェブサイトに飛べるようにすること、アウトリンクと呼ばれるものですが、これをアップルは禁止しております。このアウトリンクの禁止はIAP以外の課金による販売方法、こちらを十分に機能しなくさせたり、デベロッパーがIAP以外の課金による販売方法を用意することを断念させるおそれがあり、IAP以外の課金方法という選択肢が存在することからすれば、こういったIAP以外の課金が十分に

機能しなくなるという点から独占禁止法上問題となり得る旨を公正取引委員会はアップルに対して指摘したところ、アップルからはリーダーアプリについてアウトリンクを許容すると申出があったところです。

その結果としましては、下の図のようになると考えております。このようにアウトリンクが許容されると、リーダーアプリ内からウェブサイトへ簡単に飛べるようになって、ここでのIAP以外の課金がやりやすくなる。また、そもそもアプリからリーダーアプリへ移行するということが可能となっております。この措置によりまして、IAP以外の課金による販売方法の提供が妨げられる懸念は解消されるものと判断し、この措置が実施されたことを確認した上で本件審査を終了することを9月に発表したものです。この措置は来年、1-3月期において実施するとアップルが申し出ております。

なお、アップルは、音楽配信事業、電子書籍配信事業、動画配信事業、これらは、公正取引委員会が取り上げた分野ですが、これ以外にも雑誌配信事業及びニュース配信事業についても同様の措置を実施するということが申し出ております。また、アップルはアプリをApp Storeに掲載するための遵守事項であるガイドラインの明確化や掲載の可否の審査の透明性の向上のための取組を進め、その状況を公正取引委員会に報告するということが申し出ております。アプリ課金の問題につきましては、国際的な関心の高い分野であり、今回の措置により一層の競争が活性化されるということが期待される場所であり、公正取引委員会としても引き続きデジタル分野における審査に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関する御質問、御意見について私が指名させていただいた後、御自身でマイクのミュートを解除して、お名前を名乗った上で御発言をお願いしたいと思います。また、事前登録以外の方についても御質問、御意見などがございましたら、チャット機能を使用して御発言希望がある趣旨の入力をお願いいたします。

それでは、まず及川会員、お願いいたします。

○及川会員 全国中央会の及川でございます。

5 ページにデジタル・プラットフォーマーの納入業者に対する優越的地位の濫用の例が見られますけれども、現在、デジタル広告がテレビ広告を上回ったと言われる現在、中小企業にとってテレビ広告はお金が掛かって大変難しいですが、デジタル広告ならできるというふうに言われておりますが、中小企業にとって顧客が容易にアクセスできるデジタル広告というのは大変活用が増えていると思います。こうした中で、プラットフォーム事業者によるデータの囲い込みや自社の優遇などがあるとの声が聞こえてきています。中小企業の活用が多くなっていますデジタル広告の透明性を確保するために、公正取引委員会では今後どのような対応をお考えになっているのか教えていただければ大変有り難いと思います。

以上でございます。

○伊藤会長 それでは、お願いします。

○塚田経済取引局総務課長 ただいまの御質問につきましては、経済取引局からお答えしたいと思います。

及川会員御指摘のデジタル広告分野につきましては、前回の独占禁止懇話会でも御報告いたしましたとおり、今年2月にデジタル広告分野の取引実態に関する最終報告書を公表しているところでございます。公正取引委員会としましては、この報告書において指摘されているデジタル広告分野に関する諸論点も含め、独禁法上問題となる具体的な案件に接した場合には、引き続き厳正に対処していくこととしております。

また、このような公正取引委員会の実態調査結果も踏まえまして、4月にデジタル市場競争会議がデジタル広告市場の競争評価最終報告を取りまとめたところでありますけれども、その中ではデジタル広告市場における課題に対応するに当たっては、デジタル広告分野を「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」、いわゆる透明化法の対象に追加するなど必要となるルール整備を進めていく必要がある旨提言しております。それを受けまして、今年6月18日でございますけれども、透明化法の対象にデジタル広告市場を追加するとの方針が閣議決定されて

おります。現在、経済産業省におきまして透明化法の対象にデジタル広告市場を追加することについて法制面での検討が進められていると承知しております。透明化法に基づきまして、デジタル・プラットフォーム事業者がデジタル広告に関して取引条件等の情報を開示したり、また、自主的な手続・体制の整備を行うということによって、デジタル広告市場における取引の透明性・公正性の向上が図られる、このように考えております。

以上でございます。

○伊藤会長 よろしいでしょうか。

○及川会員 結構です。ありがとうございました。

○伊藤会長 それでは、続きまして、細田会員、お願いいたします。

○細田会員 確約手続の効果的な運用について一言申し上げます。この手続が導入されたことで、疑いのある案件が違反と認定される前に解消され、無用な違反者を出さずに済むということで非常にいい方法だと思っております。

一方、確約計画が認定された事案については、独占禁止法の規定に違反するものではないという認定ですが、公正取引委員会のホームページでは該当事案が詳細に記載されております。独禁法違反が疑われる行為や、企業による前向きな取組を共有する意義は理解できますが、公表の内容や仕方によっては、レピュテーションリスクや企業秘密の漏えいなどにつながりかねません。発表する内容や方法については多少の御配慮を頂ければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○伊藤会長 よろしいですか。お願いします。

○宮本管理企画課長 私の方からお答えさせていただきます。

確約手続に関しましては、御指摘のとおり違反であると認定したものでないというのは事実でありまして、一方である程度公表の段階において、こういったことを問題視して、こういった措置を採ることとしたということは公表させていただいております。その趣旨としては、確約手続というのは公正取引委員会と相手方で合意するものですが、こういった内容で合意するのかとか、あるいはこういったことが問題視されるかについてある程度の透明性が必要で、そういうことが明らかにされないと密室で何か適当に公正取引委員会が処理しているのではないとか、そういった誤解な

どを招きかねませんので、一定程度の透明性が必要だと考えております。

一方で、御指摘のありました事業者の秘密といったことにつきましては、相手方の意見も聴きまして、公表に当たっては配慮していきたいと考えているところです。

○伊藤会長 よろしいですか。

○細田会員 ありがとうございます。

○伊藤会長 それでは、黒川会員、お願いいたします。

○黒川会員 読売新聞の黒川です。ありがとうございます。

アップルの件で1つお聞きしたいところなのですが、社会ニーズの対応というのは非常に重要で、自主的な改善策につなげたということは大変評価できると思うのですが、取り組み始めて5年経ったと。デジタル分野は非常に変化が激しい中で、いろいろな難しさがあったとはいえ、より迅速な対応が求められるのは間違いないと思います。まず、この5年掛かったというところは、それだけの難しさがあったのか、それが今どうなっているのでしょうか。

○伊藤会長 よろしく申し上げます。

○宮本管理企画課長 それでは、お答えさせていただきます。

御指摘の5年掛かったというところでございますが、いわゆる談合とか今までの一般的な事件に比べれば確かに掛かっている面はあると思いますが、本件については、例えばユーザーアンケートを実施したとかいった今までにないような手法も採っているということもあり、若干審査期間が通常よりも掛かっているということは事実だと思えます。

一方で、本件に関しては海外でも関心が高かった事案ではあるのですが、この措置に関しましては、公正取引委員会が一番最初に引き出せた。ちょっと手前味噌ではありますが、国際的には一番最初に処理できたという意味では、迅速性は一定程度確保できているのではないかなと考えております。また、もちろんこういった事件の積み重ねによって、我々もノウハウを養っていくことによって、より迅速に対処できるようにしていきたいと考えています。

○黒川会員 分かりました。ありがとうございます。

○伊藤会長 よろしいですか。

それでは、土田会員、お願いいたします。

○土田会員 ありがとうございます。

私もアップルのケースなんですけど、新聞記事によっては、この件は世界的に見て公正取引委員会のお手柄であるというふうに評価しているものもあったように思います。私もそう思いたいんですが、それほど単純な話なのかどうかという多少意地悪な質問かも知れませんが、させていただければと思います。

アップルのガイドラインの改訂は、音楽、電子書籍、動画、雑誌、ニュースの配信に限るのかという御質問でございます。要するに、なぜゲームは入らなかったのかということです。今年の9月10日にカリフォルニア北部地区の連邦地裁で関連する判決が出ておりますが、それなどを見ますと、アップルストアの利益の70%はモバイルゲームアプリから生じているというふうに書いてあるんですね。日本の事情が同じなのかどうかよく分かりませんが、似たようなものだとすると、ゲームのところをノータッチだということだとちょっと足りないのではないかというような気がいたします。利益の源泉がどこかということと、問題がどこに生じているかというのは必ずしも一緒じゃないかも知れませんが、ゲームアプリの課金について同じような問題があるということであれば、ここを見逃すべきではないのではないかと思います。質問でありコメントでもあると思いますが、そのようなことが1つ。

それからもう1つだけ、この改訂されるアップルのガイドラインは、日本だけではなくて世界的に適用されることになるのか、これは単純な質問でございます。

以上の2点です。

○伊藤会長 よろしく申し上げます。

○吉川第四審査上席（デジタルプラットフォーム担当） デジタルプラットフォーム担当からお答えさせていただきます。

まず1点目、ゲームの分野に関する御指摘ですが、今回、私どもとしてゲーム分野について何ら判断を行っていないという位置付けになっており

ます。言い換えますと、今後も審査の余地があるものと考えております。今回、音楽、電子書籍、動画配信といった事業を念頭に置きましたのは、これらの分野について著作権等の負担が大きいと判断したことがあります。また、アップル側としてゲームとそれ以外のリーダーアプリの分野というのは整理が異なること、また、私どもとしてもアプリと離れてデジタルコンテンツが流通しているかどうかといった事情において、ゲーム分野とそれ以外では違いがあると考えていたところです。

そうしたところで、今回この音楽配信事業等といった分野について先方から自発的な措置の申出があったところ、これらの分野におけるデベロッパーの事業活動の環境が厳しいことを踏まえて、これらの分野における解決を急いだということがあります。ゲーム分野につきましては、今後も注視していくことは言うまでもありません。

2点目の御質問ですが、今回改訂されるガイドラインは日本のみならず世界的に適用される予定となっております。

以上です。

○伊藤会長 よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、山下会員、お願いします。

○山下会員 ありがとうございます。

先ほど細田さんの方から御質問があった確約手続に関して少し違う視点から質問させてください。細田さんの御発言はグレーのもので独占禁止法を犯していないようなケースまで公表されることの不利益についての御質問だったのですが、逆にかなり濃いグレーだった場合に、この確約手続の通知に応じてしまえば、言ってみればお金さえ払ってしまえばすぐ抜けられるといたしますか、そういう行為を促しかねない可能性もあるのかなと思うんですが、この辺のインセンティブといたしますか、企業の行為についてはどういう評価がなされているのか、まだ新しい制度ですので、必ずしもまだ全貌は分からないと思うのですが、現状についてお聞かせいただけないでしょうか。

もう1点、納入業者に対する優越的地位の濫用に関して確約手続がよく用いられているようなのですが、これを見たところ、かなりグレーとしい

ますか、よく行われているような事例で、泣き寝入りする業者も世の中にはすごく多いのかなと思うんですね。そうすると、こういう確約手続等かなり洗練されたやり方が出てくることによって、泣き寝入りする零細の中小企業みたいな方と、スマートにきちんと訴えられる方との格差が生まれてくるのかなと思うのですが、納入業者が何か問題があったときにスムーズに訴えを起こすというようなことのための工夫というのは、何かなされているのでしょうか。

○伊藤会長 よろしくお願ひします。

○宮本管理企画課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、1点目の御質問で確約手続についてなんですが、確約手続のメリットとしましては、早く処理できるということで、競争の回復が早くできるというインセンティブはやはり重要なことですので、企業として早く措置を講じれば終われるというのは企業にとってはメリットですし、我々にとってもメリットですし、また、それによって被害を受けている方にとってもメリットかなと考えているところですので、そこは今後とも引き続き迅速な処理を心掛けていきたいと思ひます。ただ、措置が甘くなって、それがやり得になるというようなことがあってはなりませんので、確約手続において申請されてくる措置につきましては、我々としても本当にそれが十分なものかということを引き続き厳重に審査していきたいと考えているところですよ。

2点目の納入業者がスムーズに申告を行ひやすくする工夫をしているのかということですが、もちろん納入業者の秘密が守られ、安心して申告できることが我々の至上命題と考えておひます。また、先ほども申したとおり、今回、確約手続において金銭回復措置というものが盛り込まれましたので、例えば協賛金の要請について申告すれば、泣き寝入りだけでなく、場合によっては協賛金が返ってくる可能性が出てきますので、そういった意味では、納入業者にとっても申告するインセンティブが生まれてくると考えておひます。

以上でございます。

○伊藤会長 よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、野原会員、お願いいたします。

○野原会員 野原です。よろしくお願いします。

アップル・インクの件についての質問ですが、先ほどゲームは対象外ということについての質問が出まして、それについても質問したいと思っていたのですが、それについてはもうお答えいただいたので、別の件について御質問したいと思います。

本件では、日本の公正取引委員会がアップルストアの利用規約に他国に先駆けて第一に風穴を開けたということ、そして、それが全世界のルール改訂につながったことは大変すばらしいと思いますし、大変高く評価できると考えています。その一方で、全世界の利用規約として影響が大きいこともあって、交渉の結果はこれでよかったのかという評価が必要と思います。その点で2点コメント及び質問をさせていただきます。

1点目は今回の交渉の落としどころは適切だったのか、という点です。今回の対象は書籍、映像配信、音楽配信で、かつリーダーアプリがメインです。言い換えるとサブスクリプションのアプリがメインであり、Kindle、netflix、spotify等のアップルストアで最初に申し込むというより、ウェブ上等別ルートから申し込み既にPCやテレビ等の他のデバイスで利用していた人が、スマホで利用する際にはiPhoneのアプリを使うというケースも多いようなサービスが中心的テーマになっていたわけです。そういったサブスク系のものについては従来からの手数料率30%ルールを15%に下げるという対応をアップル側も行っていました。15%も高過ぎると考えて、各社がウェブ経由で課金することを以前から実施しているわけです。

そういう意味では、後追いで落としどころを提供したような感じがします。その結果、アプリ内にリンクを1つだけ配置可能となったと理解しています。それで適切だったのだろうかという点です。アプリ内に設置できるのはリンクボタンのみで、決済ボタンが設置できるわけではなく、IAP課金の場合と価格比較ができるわけでもありません。より対等な形にするという交渉はされたのでしょうか。落としどころについてどう評価されているかが1つ目の質問です。

2つ目については、今後に残ったゲーム等のアプリの問題を始め、それ以外の問題についても、世界に向けて事業を行っている相手に対する課題については、日本の公正取引委員会だけで交渉するだけではなく、国を越えて各国が合同で交渉していくというスキームが必要だと思いたいますが、その点についてどう取り組んでおられるのか教えていただきたいと思いたいます。

以上2点についてよろしくお願いたします。

○伊藤会長 よろしくお願いたします。

○吉川第四審査上席（デジタルプラットフォーム担当） デジタルプラットフォーム担当からお答えさせていただきます。

まず、このアウトリンクの許容という措置が十分かどうかという御指摘についてお答えをさせていただきます。

私どもとして、まず基本的な考え方といたしましては、一般論としてですが、アプリストアの運営事業者がアプリストアの運営・管理をしていく上で必要なコスト、これを回収するためにアプリ内のデジタルコンテンツ等の販売等に対して一定の手数料を設定して徴収すること自体、これが直ちに独占禁止法上問題とすることは難しいと考えております。その上で今回のアウトリンクの措置ですが、このようなアウトリンクの措置をしていただくことで、消費者がアプリの外へ出てデベロッパーのウェブサイト等を訪れて決済するという手段が働くことによって、この30%の手数料に対する競争圧力が働いていくのではないかと考えております。

1つのアウトリンクという御指摘がございましたが、確かに現時点でアップルが明確に実施するとしているのは1つのアウトリンクということになっておりますが、実際にどのようなアウトリンクが許容されるのかという点については引き続き先方と交渉を行ってござりまして、十分な競争圧力が働くようなアウトリンクの実現に向けて今後も尽力していきたくて考えてござります。

2点目の海外当局との協力についてですが、本件について協力を行っただかどうかという点についてはコメントを差し控えたくて思いたいます。一般論として申し上げれば、こういった他の国々の経済にも影響を与えるような事案についての審査を行う場合には、主要な競争当局と十分な協力体制を

採っているところです。

私からは以上です。

○伊藤会長 よろしいでしょうか。

あと、河野会員と鬼頭会員から御発言の希望がありますので、これからお話ししていただきたいと思うんですが、時間が迫っておりますので、恐縮ですが、手短かにしていただいて、そして、お二方まとめて御質問あるいは御意見を頂いた後、事務局の方にまとめて答えていただくということにさせていただきたいと思います。

それでは、河野会員からお願いします。

○河野会員 河野でございます。

御報告ありがとうございました。私たち一般国民からやはり見えにくい独占禁止法違反の事件に関しまして、社会的ニーズという視点に立ち位置を置いて対処していただいていることにまず感謝申し上げたいと思います。その上で2点質問いたします。

取りまとめ資料の1ページにこういった事件審査に関しては、迅速・確実に執行していくために収集したデータをより効率的に分析する新システムを整備したという記述がございますが、これについて教えていただければと思います。

2点目は、概要資料の8ページに山形県と愛知県教育委員会に制度等の見直しを求め、通知をされていますが、こういった事案に関しまして言うと、他の自治体に所属する教育委員会等に関しましても波及効果は十分にあると思いますが、当該対象者以外の周知啓発をどうされているのか、それについても教えていただければと思います。

私からは以上2点です。よろしく申し上げます。

○伊藤会長 続けて鬼頭会員、お願いいたします。

○鬼頭会員 ありがとうございます。

私からは1点、確約手続について質問させていただきます。確約手続の運用は先ほど御報告があったとおり確実に進展していると感じておりますが、この運用の透明性や事業者の予見可能性を高める観点から対応方針が定められ、また、適宜改訂もされているところですが、例えば申請の却下

などにより公表されていない事案もあるのではないかと推察をしております。こうしたケースも含めて具体的な適用例を積み重ねておられる中で、運用面の課題として現在認識されていることがあるのかどうか、また、そうである場合、今後の対応方針や具体の運用場面において見直しを考慮しておられることがあるのか、これらについて差し支えない範囲で御教示いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○伊藤会長 それでは、事務局の方からまとめてよろしくお願いいたします。

○宮本管理企画課長 それでは、私の方からお答えさせていただきたいと思います。

まず、証拠の効率的な収集のための新システムですが、これは我々の方でデジタルフォレンジックチームというものを設けておまして、最近ですと、証拠が電子メール、あるいは電子ファイルといったもので占めることが多くなっておりますので、そういったものを収集して、これは「隼Ⅱ」と呼ばれるシステムなんです。そこに集中させて解析を行っているところです。例えば、デジタルフォレンジックスと呼ばれるような消されたものを復活させるとか、あるいは容易に検索をできるようにするとか、そういったことです。

今回審査局の行いました措置につきましては、飽くまで事案に関連したものでございますので、山形県と愛知県と特定して行ったものです。こういった入札全般に関わる問題につきましては、経済取引局で入札担当者を集めた研修なども行っておりますので、そういった場でも適宜紹介して啓発活動に努めていきたいと考えているところです。

3番目の確約手続の件ですが、こういった課題があるのかというところですが、これはまだ正直始まったばかりというところで、もう少し事例を積み重ねた上で検討していきたいと考えているところです。お答えとしては不十分かもしれませんが、そういう状況です。

○伊藤会長 もしよろしければ次の議題にいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、2つ目の議題であります①令和2年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組、②として最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた中小事業者等取引公正化推進アクションプ

ランについて、守山企業取引課長及び奥村下請取引調査室長補佐から御説明をお願いしたいと思います。

○守山企業取引課長 皆さん、おはようございます。企業取引課長の守山でございます。よろしく願いいたします。

まず、1点目の議題の令和2年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組に関しまして、下請法の運用状況について下請取引調査室より御説明をさせていただきます。

○奥村下請取引調査室長補佐 それでは、私の方から令和2年度における下請法の運用状況についてまずは説明したいと思います。

お手元の資料の概要版の方で説明させていただきたいと思います。

まず、下請法の運用状況のポイントですが、令和2年度におきましては、勧告・指導件数が過去最多ということでございまして、合計8,111件の勧告・指導を行っております。この内訳ですが、勧告が4件で指導件数が8,107件、合計8,111件で過去最多となっております。

また、2つ目のポイントとしましては、新型コロナウイルス感染症の事案でありますとか、あと、働き方改革関連事案、金型事案、フリーランス事案についても、こういった喫緊の問題についても積極的に対処して、事例として公表しているところでございます。

それでは、個別の運用状況について説明したいと思います。

まず、私どもの端緒の一番の主要源であります定期調査の実施状況でございます。令和2年度におきましても、親事業者調査として親事業者に対して6万名、下請事業者についても30万名、合計36万名の定期調査を行っております。

続きまして、下請法違反被疑事件の処理状況でございます。

令和2年度におきましては、先ほどの定期調査を中心として、新規に着手した件数としまして書面調査で8,291件、申告に基づくもので101件、中小企業庁長官からの措置請求1件、合計8,393件の新規着手を行いまして、処理を行った件数としましては、先ほど申し上げましたとおり勧告4件、指導8,107件、合計8,111件でございます。その他、違反事実がなかった等で不問として処理したものの222件を合わせると、令和2年度におきましては、

最終的に調査の処理件数としては8,333件となっております。

続きまして、勧告・指導件数の推移でございます。

勧告件数は先ほど申し上げましたとおり、令和2年度につきましては4件でございます。その他、グラフの方には自発的申出といたしまして、親事業者の方から自主的に違反事実を申し出たものの中で下請事業者に不利益が大きかったものとして、勧告相当案件として令和2年度では1件ございました。指導件数も令和2年度については8,107件とこの5年分を掲載しているんですが、右肩上がりで伸びているという状況でございます。

続きまして、下請法の違反事例でございます。

新聞発表分から抜粋させていただいていますが、まず、新型コロナウイルス感染症に関連するものとしまして、取引先からの講師派遣をキャンセルされたことを理由として、下請事業者が生じた費用を負担することなく発注を取り消していたというような行為に対して指導を行いました。また、働き方改革に関連するものと金型に関連するものについても記載してございます。フリーランスに関連するものとしまして、アニメーション企画制作会社に対して指導した案件を1件記載しておりまして、そもそも発注書面を交付していなかったといったことを指導事例として記載してございます。

続きまして、勧告・指導件数8,111件の業種別の内訳でございます。

業種別に見ると、基本的には製造業が一番多く、次に卸売業、小売業、運輸業、郵便業、情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業という順番になっております。

先ほどの8,111件の中での違反類型別、例えば支払遅延でありますとか減額とか、こういった違反行為が多いのかというところで見ますと、円グラフの右の方を見ていただきたいと思いますんですが、支払遅延が最も多くて、減額、買ったたき、割引困難手形、利益提供要請、こういった順番になっております。

最後に原状回復額の推移としまして、令和2年度におきましては5億3992万円の原状回復を行っております。また、原状回復を行った親事業者の数としましては、令和2年度は親事業者216名で、原状回復を受けた下請

事業者の数で6,354名が原状回復を受けていると、こういった状況でございます。

私の方から下請法の運用状況の説明は以上でございます。

○守山企業取引課長 それでは、続きまして、企業取引課より企業間取引の公正化への取組と次の2点目の最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けたアクションプランについて、続けて御説明をさせていただきます。

まず、令和2年度の企業間取引の公正化への取組についての御説明をさせていただきます。

毎年11月を中小企業庁と共同して下請取引適正化推進月間と定めているところでございますが、令和2年度につきましても下請法の概要等を設置する下請取引適正化推進講習会を全国各地で実施するなど、下請法の普及啓発を図りました。具体的には下請取引適正化推進講習会ということで、令和2年度の実績として、全国32会場でこの講習会を開催してございます。今年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大、それへの適切な対応ということで、全てオンライン化するというところで今準備をしているところでございます。キャンペーン標語についても一般公募をしております。昨年度の特選作品は「叩くのは 価格ではなく 話し合いの扉」でございます。さらに、11月に下請法遵守の要請文書の発出を関係事業者団体約1,400団体に対して中小企業庁と連携して行っているところでございます。

続きまして、下請法等に係る講習会の令和2年度の実績について御説明をさせていただきます。

講習会に関しましては、基礎的なところを説明する基礎講習会、こちらは59回の開催でございます。下請取引適正化推進講習会、月間に伴うものについては再掲でございますが、全国32会場で実施しました。もう一段詳しい中身をする応用講習会については、12回の実施でございます。業種別講習会ということで荷主・物流事業者向けの講習会を9回開催してございます。この荷主・物流事業者向けの取組については、後ほど御説明させていただきます。

さらに、下請法等に係る相談ということで、本局及び地方事務所全体で、

相談件数については1万838件の実績となっております。中小事業者向けの移動相談会を要望に基づき開催してございますが、これについては3か所ということで、新型コロナウイルス感染症の関係で件数については低調なものとなっております。

続きまして、企業間取引の公正化への取組の関係で、荷主と物流事業者との取引に関する書面調査の実績について御報告をさせていただきます。荷主と物流事業者との取引における優越的地位の濫用を効果的に規制するため、物流特殊指定ということで告示を出していますが、この物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた644名の荷主に対して、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を本年3月に発送してございます。その対象先の内訳でございますが、主な業種としては、製造業、卸売業、小売業といったところの数が多いということでございますし、主な行為類型としては、経済上の利益の提供要請や代金の支払遅延、代金の減額といった類型が多いといった状況になってございます。

最後に、実態調査の関係でございますが、今年の9月2日に取りまとめた実態調査として、コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査を実施いたしました。これにつきましては、24時間営業や見切り販売の制限などといったこれまでのコンビニエンスストア本部と加盟店との在り方を見直す動きが生じていたことも踏まえて、大手コンビニエンスストアチェーン8社の全加盟店約5万7000店に対するアンケート調査等を実施したものでございます。

調査の評価といたしましては、今後ともしっかり取り組んでいくべき多くの課題があるということが明らかになりまして、公正取引委員会といたしましては、本部に対する改善要請や業界団体に対する要請、そして今年の4月でございますが、フランチャイズガイドラインの改正を行ったところでございます。さらには、報告書等の周知、違反行為に対する厳正な対処をしっかりと行っていく所存でございます。

続きまして、2番目の議題の最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた中小事業者等取引公正化推進アクションプランについて御説明をさせていただきます。

このアクションプランの取りまとめを行った背景でございますが、10月頭の最低賃金引上げを控えている中、政府、関係省庁の間におきましても、中小企業等の活力向上に関するワーキンググループという会議において、この最低賃金の改定を含む労務費や原材料費等の上昇などが下請価格に適切に反映されていくよう促していくべく、この9月に価格交渉促進月間を設定して、関係省庁間で連携して取り組んでいくこととなりました。

公正取引委員会といたしましても、最低賃金の引上げ等に伴って買ったとき、減額、支払遅延などといった中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないように、取引の公正化を一層推進する観点から、この政府全体の価格交渉促進月間における活動の一環として、この中小事業者等取引公正化推進アクションプランを取りまとめたところでございまして、様々な対策の強化を始めているところでございます。

その具体的な中身については、柱が3つございます。1つが、下請法等の執行強化という柱で、2番目が相談対応の強化という柱、3番目が不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化ということで、この3つを今強力に推進しているところでございます。

まず、下請法等の執行強化について中身を御紹介をさせていただきます。まず、もうこの9月から着手をしている中身でございますが、注意喚起文書において親事業者への最低賃金の引上げを含む労務費等の上昇に関する注意喚起をしっかりと今始めているところでございます。注意喚起文書につきましても、この違反行為の改善を求める指導などを行う際に、当該事業者に広報している文書でございまして、こちらの方に最低賃金に関してもしっかりと対応するようというところで要請を加えているところでございます。

その下でございますが、下請法違反の被疑事実等について、情報収集の取組強化に着手をしております。その中身としては、まずは年内に実施いたします下請事業者に対する定期調査、30万名を予定してございますが、こちらに関する取組強化でございまして、具体的には買ったときの指導実績が多い業種や、コロナ禍において特に影響が出ているとされている業種向けの調査を拡大すると、送付先の内訳を手厚くしていく予定でござい

す。加えまして、この質問の中に最低賃金の引上げを含む労務費や原材料価格の上昇の影響に関する質問も追加を行っていくということで対応の強化を図ってまいります。

2番目が、先ほども御説明させていただきました、荷主と物流事業者との取引の適正化に関する取組として行っている書面調査の関係でございます。こちらについても最低賃金の引上げ等に伴う影響や取引先との価格交渉の状況に関する質問の追加をしっかりと行っていく予定でございます。

その他、優越的地位の濫用規制及び下請法に関する実態調査、こちらも今後予定されているものがございますが、こちらについても同様の対応をしっかりと行っていく予定でございます。

続きまして、相談対応の強化について紹介させていただきます。中身については2つございまして、1つは不当なしわ寄せに関する下請相談窓口の設置を行いました。この相談窓口については電話の相談窓口でございますが、資料上は速やかにということでございますが、10月明けて早々にはフリーダイヤル化を行うということで、「0120」で始まる番号の1つの番号がワンストップ的に相談者の方に提供される見込みになってございます。

もう1つがコロナ対応ということでもございますが、オンライン相談会の実施を始めているところでございます。

続きまして、3番目の不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化について御説明させていただきます。こちらにつきましましては、1つは本アクションプランの策定とその中身についての周知徹底をしっかりとやっていくということでございますが、もう1つは、買ったたきに関する下請法上の考え方を明示して、周知徹底を行うこと、Q&Aなどについてはもう追加を行ってきているところでございます。具体的には、その下に小さな字で書いてございますが、この下請法に関する運用基準の考え方として、最低賃金の引上げによる労務費等のコストが大幅に上昇したケースについても買ったたきに該当するおそれがあるという点について明示を行って、その理解の徹底を始めているところでございます。これらの取組については、11月の下請取引適正化推進月間において切れ目なく事業者団体等への周知徹底を全国大でしっかりとやっていくということで考えてござい

ますし、下請法に関してはオンライン対応ということで、動画についても併せて公開を行っていくことを考えてございます。

以上のような取組を通じまして、公正取引委員会としては、本年9月の価格交渉促進月間における中小企業庁など関係省庁による取組や我々の情報収集の取組強化を踏まえつつ、下請法違反行為などに対しては厳正に対処していきたいと考えてございます。さらに、対応強化の成果を踏まえて、更なる取組を検討・実施していきたいと考えているところでございます。

少し長くなりましたが、私からは説明以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、皆さんから御質問御意見いただきたいと思います。私が指名した後、御自身でマイクのミュートを解除してお名前を名乗った上で御発言をお願いしたいと思います。

それでは、まず及川委員からお願いします。

○及川会員 ありがとうございます。及川です。御礼と質問でございます。

まず御礼ですが、コロナの中で大幅に引き上げられました最低賃金についてスコープを当てて対応いただきましたこと、ありがとうございます。大変苦しい中での引上げでございますので、しわ寄せというのが出てくるのではないかと私ども危惧しているところでございます。どうぞよろしくお願いします。

質問でございますが、フリーランスの事案についてですが、フリーランスは個人の事業者ということでございます。そういったときに、法執行上フリーランスについての事案について見ていくときに、何か新たな執行上の課題があったのではないかと推察されます。もしあるのであれば、どのようなことがあったのか、どのようなケースだったのか教えていただきますと大変有り難いと思います。

以上です。

○伊藤会長 どうもありがとうございます。

少し時間が押してますので、お二人ぐらいつ頂いた上でお伺いするという流れにしたいと思います。

それでは、もうひとつ方、細田会員、お願いします。

○細田会員 下請法の運用状況と、最低賃金の引上げ等に伴うアクションプランにつきまして、それぞれ意見を申し上げます。

まず、令和2年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組につきまして、昨年度の指導件数は8,100件を超えており、2年連続で過去最多の件数を更新しております。こちらは公正取引委員会を中心に関係省庁との連携によって精力的に下請法の運用に取り組んでいただいた結果であると思っております。しかしこのような状況は、逆に言うと少し高止まりをしているということであり、今後が心配であると考えております。

前回、日商の三村会頭が中心となったパートナーシップ構築宣言について説明させていただきました。こちらは、大企業の経営者自らが不当なしわ寄せの防止や適正な取引価格の実現に対してコミットメントをする企画です。現在約1,500社が宣言しています。コロナ禍で中小企業の景況は非常に厳しい状況にあります。このような中で取引の適正化は喫緊の課題となっております。公正取引委員会におかれましては、下請取引の公正化と下請事業者の利益確保に向けて引き続き御尽力をお願いします。

続いて、最低賃金の引上げ等に伴うアクションプランについて申し上げます。日商では、業種、業況にかかわらず一律に強制力を持った最低賃金の引上げを行うことに関しては、当初より反対意見を述べています。日商の立場としては、更なる取引適正化の推進を通して、中小企業が自発的に賃上げできる環境を整備することを政府に訴えております。中小、零細企業にとっては人件費が非常に大きな問題となります。人件費が業種、業況にかかわらず強制的に決められてしまうのは、自由公正な競争を阻害する1つの要素になりかねません。このような強制的な取決めが、国家権力による民間企業への優越的地位の濫用に当たるかは定かではありませんが、もう少し民間企業に自由度があってもいいと思っております。

このような状況の中で、公正取引委員会がアクションプランを取りまとめ、最低賃金の引上げに伴う買ったたきや減額、支払遅延などのしわ寄せが発生しないように普及啓発活動に取り組まれることは大変心強く、高く評価しております。取引適正化については、先ほど申し上げたパートナー

シップ構築宣言に基づく企業側の自主的な取組が非常に重要であるのと同時に、公正取引委員会による監視も非常に重要なアクションでございますので、是非御尽力お願いいたします。

ただ1つ引っ掛かる点がございます。下請取引の適正化につきましては、いわゆるB to Bの取引の中では親事業者と下請事業者との交渉を行いやすいと思います。また、B to C、すなわちお客様に直接販売する取引につきましても比較的価格のコントロールはしやすいと考えます。しかし、流通系のようにB to Bの先にCがあるような取引につきましては、価格のコントロールが非常に難しくなります。特に食品業界は、中小、零細企業が非常に多い業界です。取引先に対して、「値上げするのであれば別の業者から購入するので、今後の取引は行わない」というやり取りが頻繁に行われる市場です。そうした中で、下請事業者という言い方が適切か分かりませんが、供給者側はなかなか価格を自らコントロールできないのが実態です。その点も公正取引委員会の方で頭に入れておいていただきたいと思います。

大手企業では、小麦の値段が上がったのでパンの値段を上げる、原油の値段が上がったので油の値段を上げることはある程度可能です。しかし、今のデフレの不況の中で、流通を通して消費者への販売価格を上げていくのは非常に難しいということをお理解いただきたいと思います。その点に対して切り込んでいただければ、中小企業、零細企業にとっても有り難いと思います。

○伊藤会長 それでは、事務局の方からお願いします。

○岩成取引部長 取引部長、岩成と申します。

それでは、まず1点目、及川会員からございましたフリーランスの関係についてまず私からお答えしたいと思います。フリーランスの関係で、特に対象が個人であることで新しい問題があるかということ、そこは我々も適切に下請法を運用しているところですが、むしろ問題は、現在の下請法で拾えない部分があるのではないかとということが我々の関心としてはより強いところでございます。例えば、発注する事業者の資本金が1000万円を超えていれば、対個人の事業者との取引であっても下請法の対象になり得る

わけですが、発注する事業者の資本金が1000万円以下のような場合には、フリーランスを含めた事業者への委託取引は下請法の対象にならないということになります。そういった事業者を含めて、取引における一種の下請いじめ的なことがないかどうかということの課題がいろいろと提起されつつあるというところかと思っております。

既にいろいろなところで報道もされておりますが、公正取引委員会の方で内閣官房、中小企業庁及び厚生労働省とも協力しながら、改めてフリーランスについての実態調査を行ったところでございます。もう回答は回収しておりますして、現在、分析といいますか集計中でございますが、その内容も踏まえてフリーランスの保護に関する法制面の措置の検討を行っているところでございます。

フリーランスに関しては以上でございます。

○守山企業取引課長 最低賃金の引上げに関する取引適正化、どう実態も見ながら進めていくかという点について、回答させていただきます。

正に細田会員御指摘の問題意識については、私どものみならず、関係省庁においても共有されているところでございまして、正にこの8月にこの9月を価格交渉促進月間ということで位置付けたのも、各業界のいろいろな実情も踏まえつつ、いわゆる親事業者や下請事業者、もちろんフリーランスの事業者も入ってきますが、しっかり価格交渉の実態がどうなっているのか、ここをしっかりと取り組んでいただくことがまず重要ではないかという問題意識もあって、価格交渉促進月間がセットされているところでございます。

買いたたきの考え方につきましても、賃金が上がった分が反映されないと即アウトということではなく、個別取引の実態に即して判断されるべきものでございますので、私どもにおきましても、先ほど御説明申し上げましたように、下請事業者に対する定期調査やそのほかの書面調査において情報収集の強化を行っていくつもりでございますので、そういった中でいろいろな業種にもしっかりと目配せをしながら、下請事業者や関連事業者にどのような影響が出ているのかというようなところをしっかりと把握をしていきながら、積極的にどういった実態になっているのかを解明しつつ、

併せてこの下請法違反行為に厳正に対処していきたいと考えております。

○伊藤会長 それでは、あとお三方が手を挙げられていますので、恐縮ですが、時間の関係でまとめてお三方に発言していただいて、それに対してまとめて事務方から答えていただくということで、黒川会員、大野会員、土田会員なんですが、ではまず黒川会員からお願いいたします。

○黒川会員 読売新聞の黒川です。

今回8,111件の下請法の勧告・指導で過去最多ということですが、これはバブル崩壊以降の根深い体質的な要因、構造的な問題があったのか、をまずお伺いしたいのが1つ。

それから、消費者にとってはそもそも安くていいものだったら嬉しいというところがありますが、一方でウィンウィンの関係にすることで公正で自由な市場ができて、日本経済の成長にもつながっていくというような面もあろうかと思えます。その整理はどのように考えていらっしゃるのか、教えていただけたらと思えます。

○伊藤会長 それでは、大野委員、お願いいたします。

○大野会員 ありがとうございます。それでは、私の方から、取引公正化推進アクションプランについて、経団連としての取組とコミットメントに触れさせていただければ有り難いと思っております。

こちらのアクションプランを含む価格交渉促進月間の取組につきましては、経団連としても政府と連携して積極的に推進しているところでございまして、今月2日に開催されております価格交渉促進月間キックオフイベント、こちらには十倉経団連会長も御出席させていただいた上で、会員企業に対してこの促進月間の趣旨に賛同して取引先企業との価格交渉に積極的に応じるように要請をしまいいっておるところでございます。

併せて、先ほど細田会員からも御指摘がございましたが、下請中小企業振興法の振興基準の遵守等を盛り込んでおりますパートナーシップ構築宣言、これの登録についても引き続き呼び掛けをしているところでございます。

実は今週の国連総会ハイレベルウィークの中でも中小企業の重要性が国際的にも議論されておったところではございますが、我が国経済の持続可

能な成長を実現するためには、大企業と中小企業の共存共栄関係、これを構築をして、サプライチェーン全体での付加価値の向上を図ることが非常に重要だと考えておりました、特に昨今コロナ禍が長引く中で、多くの中小企業で苦しい事業環境に置かれているということは十分承知しております。そういう状況の下で、今回のアクションプランのような取組を進めるというのは非常に時宜に適っておりますものと思っております、大変有意義だと思っております。

経団連としましては、今後とも公正取引委員会を含め、必要に応じて諸団体とも連携をしつつ、大企業と中小企業が共に成長できる、持続可能な関係をしっかり広げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、土田会員、お願いします。

○土田会員 度々すみません。手短にお話しします。

私もフリーランスのところなんです、実は先ほど岩成取引部長が答えになったことで半分以上は結構なんです、多少質問させていただきます。

先ほども出ましたが、親事業者の資本金が1000万円以下の場合には下請法の対象にならないということで、いつだったでしょうか、ガイドラインを作るときでしょうかね、フリーランス協会などフリーランスの団体から、その下まで対象にしてほしいというような要望があったと承知しております。これはどうなったかという質問をしようと思ったんですが、先ほど岩成取引部長が実態調査していますということで半分はそれで結構でございます。ただ、そういう改正をするのがいいのかわからないところがありまして、例えば、現在でも書面調査が36万名に対して行われているということで、これ大変な数ではないかと思うんですね。一度厚生労働省の方にこういうことを公正取引委員会としてはやっておられるんですよという説明をしたら、びっくりされていた、ものすごい数の書面調査をされているということで、そうすると更に資本金の下限を下げることになると当然対象が増えてくるということで、余り増え過ぎるとそれ

こそ公正取引委員会の調査執行に何か問題が生じないかというようなことも一方では心配するんですが、その辺りどうでしょうかという質問でございます。

以上です。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

追加で、河野会員から御発言希望ありますので、河野会員、お願いします。

○河野会員 どうもありがとうございます。簡単に申し上げます。

企業間取引の公正化への取組で、特に取り上げられているのは荷主と物流事業者向けに対策を講じるということです。この件に関しましては、例えば厚生労働省ですと、令和6年に働き方改革で年間時間外労働時間が限度960時間に制限されます。それを受けて国土交通省で時限措置として、トラック運送業の標準的な運賃の告示制度が施行されています。こうした問題を考えるときに、やはり先ほど何人かの会員の方からも御指摘があったと思いますが、その事業構造上の問題、つまりエンドユーザーである消費者への価格転嫁が難しいというところがどうしても対応しづらいということも要因の1つかと推察しますので、荷主と物流事業者間でのその対策というか解決の努力ももちろん重要だと思いますが、サプライチェーン全体、消費者、エンドユーザーも巻き込んだ形での適正価格ということに対する取組というのも今後の一つの観点かと思いました。

以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございます。

それでは、恐縮ですが、まとめて事務局から答えていただきます。

○岩成取引部長 岩成でございます。

まず、黒川会員からの御指摘ですが、勧告・指導件数でございます。なかなかこれが原因でというのを一言で言うのは難しい、分析するのは難しいですが、おっしゃっている構造的な問題というものももちろんあると思います。一方で、我々としてあるのかなと思っているのは、いろいろと下請法の周知もやっておる中で、いろいろな調査の端緒ですね、きっかけになるような情報というのも頂きやすくなっているというところもあるのかな

と思っております。あるいは、書面調査の中身も時代時代に合わせて工夫してきているという中で事件のきっかけを得やすくなっているというところもあるのかなと思います。これからもいろいろな工夫をしながら事件を把握していきたいと思っております。件数がどんどん増えれば増えるほどいいのかというのはおっしゃったとおりまた別の評価が必要だと思っておりますが、問題はしっかり把握していきたいと思っております。

それから、黒川会員からあったB to Cの関係でしょうか、消費者との取引との関係。消費者にとっては安ければいいというような考え方もあるだろうと、その辺との兼ね合いという御指摘がございました。この点あるわけでありまして、もちろん独占禁止法の考え方ということでいきますと、消費者の利益を確保していくということはもちろん法の目的ということになるわけですが、その基盤として公正な取引が確保されているということは、前提としてまず重要であると思っております。それが確保された上で、消費者利益を最大化していくことが大事だと思っております。したがって、単純に価格が安くなればそれでオーケーだという立場というよりは、まず公正化を図り、そこがまず基盤になっていくというところかなと考えております。

それから、土田会員からございましたフリーランスの関係でございます。おっしゃったとおり、エンフォースメントの関係もよく考えた上で、実際の制度は考える必要があると考えております。そのエンフォースメントをどうやっていくかということと、問題がどういうところにあるのかということを考えて上で、どういった法制がいいのか、あるいはどういった法執行の仕組みがいいのかということを考えていく必要があるかと。そういう意味で実態調査の結果も踏まえて、その辺りをもう少し詳細に考えていきたいというのが現状でございます。

河野会員からあった点は、取引の公正化を踏まえた上での消費者利益の確保が大事かなという点であります。

私からは以上です。

○守山企業取引課長 河野会員から御指摘があった荷主と物流事業者の関係について、一点補足をさせていただきますと、これから正にこの荷主と物流事業者の

間に関する関係についての調査を行っていくところでございますので、頂きました点もしっかり踏まえていきながら対応させていただきますので、引き続き御指導よろしくお願いいたします。

○伊藤会長 それでは、3つ目の議題である、令和2年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例につきまして、岩下企業結合課長から御説明をお願いしたいと思います。

○岩下企業結合課長 私、企業結合課の課長をしております岩下と申します。本日はよろしくお願いいたします。

私からは、議題の3つ目でございます、令和2年度における企業結合関係届出の状況、それから主要な企業結合事例ということで、令和2年度の私どもの企業結合審査の運用状況について御報告申し上げます。初めに、ごくごく簡単に企業結合審査の仕組みだけ御紹介させていただきます、令和2年度の状況について御報告をさせていただきます。

企業結合につきましては、株式保有、合併、分割、事業譲受け、いろいろな形がございますが、こうした企業結合を行うことによって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することになると、こういう企業結合が禁止されているというのが法律の規定でございます、このような企業結合のうち一定の要件、国内売上高が大きいというような話になりますが、そういったものについては事前に届出をしていただくという仕組みになっています。

事前の届出を頂きますと、届出をしてから30日間は企業結合を実行してはならないという規定になっておりまして、この30日間において私どもが審査をするという審査期間でもあり、企業にとっては待機期間でもありという期間が法律上設定されているわけでございます。この30日間に審査を行いまして、問題がないということになれば排除措置命令を行わない旨の通知を行いまして、終了します。更に詳細な審査が必要だということになりますと、第2次審査と呼んでおりますが、更に詳細な審査に入ると、そのような流れになっているわけでございます。

そこで、令和2年度の届出の受理の状況でございます。こちら一番右手に令和2年度の数値が入っておりますが、令和2年度につきましては、株

式取得であるだとか合併なども全部含めまして、届出の件数が266件という状況でございました。令和2年度というのが令和2年の4月から本年の3月末まででございますが、昨年の4月というのは4月7日が最初に緊急事態宣言が発令されたというようなタイミングでございまして、この1年間というのはもうコロナ禍の真っただ中の1年間であったというところでございます。

数字を御覧いただきますと、令和2年度は266件となっております、令和元年度が310件という状況でございましたので、14.2%ほど減少しているという状況でございました。こういった件数の減少というのは、やはり昨年来の新型コロナウイルスの感染拡大というものが少なからず影響したんだろうとみております。

ちなみに、本年4月からでございますが、4月から8月末までの状況を見てみますと、大分回復基調にあるのかなとみております。単純な計算で考えると、この8月末までの届出の件数状況を見ますと、令和3年度そのままいけば、再び300件くらいの水準に戻るのかなと想定している状況でございます。

こちらの266件の届出を受理したもののうち、先ほど第1次審査、第2次審査ということを申し上げましたが、第2次審査に移行した案件は1件のみでございました。258件、これら約97%になりますが、第1次審査で終了しているものでございます。

届出の状況としては以上のような状況でございまして、こちらは本年7月に届出の状況を公表しているわけですが、その同じタイミングで令和2年度における主要な企業結合事例を公表しております。こちらは企業結合審査の透明性を確保すると、それから企業においてこれから企業結合を計画されるに当たってどういう例があるのか参考になるであろうということで、予見可能性を高めると、このような観点から、平成5年度から毎年こういう主要なものということでまとめて公表してきているものでございます。本年度につきましては、こちらに掲載しております1番から10番までの10件を公表した次第でございます。

毎年いろいろな案件を公表しているわけですが、令和2年度のこの10件

について特徴を少し私ども考えてみたところだと、やはり一番特徴的だったと考えておりますのは、デジタル分野における大型の企業結合案件がについて件審査を行ったというところがまず一番かなと考えております。それが番号でいきますと6番のグーグルとフィットビットの統合案件、それから10番のZホールディングスとLINEの経営統合案件になります。このうち10番のZホールディングスとLINEの経営統合につきましては、昨年の懇談会の場で少し御紹介をさせていただきましたので、本日は省略をさせていただきますが、後ほどグーグルとフィットビットの件について簡単に御紹介をさせていただこうと考えております。

それから、次の特徴ですが、近年、ここ数年というだけではないんですが、企業結合審査を行うに当たっては経済分析をしっかり活用すべきだということがずっと言われているところがございます。私どもの方でも、その経済分析については従来からできるだけ力を入れるという方針をずっと採ってきております。ただ、マンパワーの問題もございまして、それでも足りないのではないかと叱咤激励を頂いている状況でございますが、令和2年度における主要な企業結合事例の中で経済分析を行ったものということで紹介しておるのが4件ございます。事例番号でいきますと、2番と3番、それから6番、そして10番という4件、こちらについては経済分析の内容をできるだけ具体的に記載するということを行ったと考えております。

それから、もう1つ、海外との関係でございます。企業活動のグローバル化はずっと言われているところございまして、こういうM&Aの案件も当然国境を越えて行われるという事案がたくさん増えているわけです。そういう意味で、私どもが企業結合審査を行う際にも、海外の競争当局との情報交換がもう本当に日常的な活動となってきたところがございます。今回掲載した事例の中でも、海外との情報交換を行ったものが3件ほどございました。このうち特に4番につきましては、中国の競争当局との意見交換も行ってございまして、中国との意見交換、情報交換を行いましたのは今回が初めてだったと記憶しております。

それから、これらに加えて、もう1つ特徴を挙げさせていただくとすれば、こちらに今10個の事例を掲げておりますが、このうち白抜きにな

っております3, 6, 9, 10番, こちらにつきましてはもう既に個別にその都度審査が終了した段階で公表を行っております。従前から個別に企業結合審査の結果を公表しているんですが, 基本的には第2次審査に移行した案件というものに限られていたところでございますが, 昨今必ずしも第2次審査に移行するものでなくても, 社会的関心も高く, かつ企業の将来の企業結合計画を立案するに当たって参考になるであろうという事案がいろいろと出てきていることも踏まえまして, 必ずしも第2次審査案件に限らず, さらには必ずしも届出がなされた案件でなくても, 社会的関心も高く, 他の事業者の参考にもなると考えられる案件については, 個別に審査結果を公表するというを最近は努めております。そういう意味で, 今年度でいきますとこの3, 6, 9, 10番につきましては, それぞれ昨年来個別に公表しております, その結果というかその影響もありまして, 件数としては10件ですが, 事例集のページ数のボリュームが大きくなっておりまして, ページ数が多いというものをどういうふうにご利用しやすく, かつページ数も多くというのを両立させるかというのをいろいろこれからも考えなければいけないと考えている次第です。

本日はお時間もありますので, 6番のグーグル, フィットビットの件, それから9番の福井銀行による株式会社福邦銀行の株式取得, こちらの2つについて簡単に内容を御紹介させていただきます。

まず, 6番のグーグル, フィットビットの件でございます。冒頭私ども企業結合審査については, 一定以上の規模のものについて届出をしていたという仕組みになっていると申し上げたわけですが, 国内売上高が大きいものというのがその届出の基準になっているわけでございます。他方, 中には, まだ将来的には期待されるが, 今現在では売上げが小さいというような会社を買収するというケースもあろうかと思えます。そういう観点で, 令和元年の12月に企業結合審査の考え方を書いておりますガイドラインを改定するとともに, その手続についての考え方をまとめた手続対応方針についても令和元年12月に, 改定をしております。その中身というのが, 届出の要件を満たさないような案件であっても, 例えば買収の金額が大きいような案件であって日本の市場に, 日本の事業者に影響を与えるような

案件については、私ども積極的に審査を行いますということを、従来からできるわけなんです、改めてそういうことを宣言したという次第でございます。本件、グーグル、フィットビットの件につきましては、届出基準を満たしていなかった案件ですが、こちらは買収の規模も大きく、また日本の事業者にも影響を与える案件であろうということで、私どもの方で審査を行ったと、そのような案件でございました。

幾つかの両企業の関係について着目していたのですが問題とした点を、かいつまんで申しますと、グーグルが持っているスマート用OS、アンドロイドですね、アンドロイドOSと、フィットビットが作っている製品はいわゆるフィットネストラッカーであるとかスマートウォッチといわれるような腕時計型のウェアラブル端末なんです、そういうウェアラブル端末との接続がちゃんと確保されるのだろうか。これは特にフィットビットの競争業者であるスマートウォッチメーカーであるとかフィットネストラッカーメーカーであるとか、そういうところの端末とアンドロイドOSとの接続がちゃんと確保されるかどうかという観点。それから、こういうスマートフォンであるとか、あるいはフィットビットのような健康を見るウェアラブル端末、こういったものには当然アプリが搭載されているわけで、そのアプリで健康データが収集される。それは、その収集された健康データがデータベース化されて、そこにアクセスできないと余り意味がないということになるわけですが、その健康関連データのデータベースへのアクセスがちゃんと確保されるかどうかという観点。それから、もう1つが、この健康関連データがいろいろ集まる、グーグルは今現在もアプリベースでいろいろなデータの収集はもちろん行っているわけですが、そこにフィットビットから収集されるデータも追加されていくことになる、そうすると、そういったデータをグーグルにおいてデジタル広告の関連事業に利用して、そのデジタル広告の関連事業において、また力が非常に強くなってしまわないかという懸念。そういった観点から審査を行った次第でございます。

結論といたしましては、グーグルの方から問題解消措置の提案がございました。OSへのアクセスの拒否は行わず、ちゃんと提供します。それが

ら、データベースへのアクセスもちゃんと確保します。それから、健康データのデジタル広告への利用はしませんということで、問題解消措置の申出がありました。これらの措置については、当事会社以外の第三者ですね、私ども監視受託者やモニタリングトラスティといったりしてるんですが、そういった第三者がモニタリングを行うことがセットになっているという措置の提案がございまして、そうであれば問題にならないだろうという判断をした案件でございました。こちらはこういうビッグテック企業による買収であって、買収の対価の総額が大きいということで、届出基準に満たないけれども、審査を公表したという初めての事例でございました。

それから、もう1つが、福井銀行による福邦銀行の株式取得でございませう。やはりここ数年地銀の統合は世の中の大きな関心事になっていると。令和2年11月には、いわゆる特例法と呼ばれる独占禁止法の特例を定める法律が施行されているという状況でございましたので、特に注目を浴びた案件でございませう。本件につきましては、その特例法が施行されてはおりますが、当事会社において特例法を利用するという道を選ばずに、通常の独占禁止法審査を受けるという道を選んで私どもの方に届出がなされた案件でございました。

こちらの案件については、私ども一番着目したのは、中小企業向けの事業性の融資という分野でございませう。この競争というのが、中小企業向けの融資はお金を貸せば終わりということではなくて、ずっとそこに金融機関もちゃんと通っていろんなアドバイスをしてということが必ずセットになっていると。それが銀行の与信管理にもなっているという状況がございませうので、銀行の店舗からどれだけの範囲で通えるのかというところで一定の地理的な分野を見てきた次第でございませう。幾つかの地域に分かれるということで、それぞれ見ていったわけですが、結論といたしましては、いずれの地域についても問題がないであろうと。特に本件については、福井銀行がいわゆる第一地銀といわれる地銀でございまして、福邦銀行は第二地銀でございました。そういう意味で両社の競争関係は必ずしもそんなに強くない。むしろこの中小企業向け貸出で非常に重要なプレイヤーだったのが、各地区の信用金庫であったという案件でございました。本件につ

いては特例法が施行された状況ではございますが、必ずしも全部が特例法ということになるわけではないということ。それから、これは当然のことでございますが、特例法ではなく独占禁止法というふうな話になっても、必ずしも直ちに問題だということでも別になんていいますよという案件でございますが、これも関心が高うございますので、第1次審査案件ではございましたが、個別に公表を行ったという次第でございます。

個別の公表につきましては、これからもできるだけ個別個別の都度都度のタイミングで可能な範囲で公表していきたいと考えております。

駆け足で大変恐縮でございますが、私から以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

時間が大分押し迫っているんですが、どうしても発言したい方がいらっしゃれば1人2人お受けできるかもしれませんが、よろしいですか。

それでは、そろそろ時間もまいりましたので、本日の討議はこの辺りで終了させていただきたいと思っております。

最後に、古谷委員長から御発言を頂きたいと思っております。よろしく申し上げます。

○古谷委員長 委員長の古谷でございます。

今日は大変活発な御議論、御意見を賜りまして、大変ありがとうございます。

今日御報告した令和2年度というのは、御承知のとおり、長引く新型コロナウイルス感染症の下で公正取引委員会の審査業務も大変大きな制約が掛かっておりまして、そういう中ではありましたが、デジタル分野を始めとして、国民生活や経済活動に影響の多い分野を中心に積極的な法執行を行った結果、あるいは状況の御報告でございました。

やや令和2年度ということではなくて、今年の9月の案件でしたが、アップル・インクの件を御報告させていただきましたが、これも会員の皆さんから幾つか御意見を頂きましたが、御承知のとおり、アメリカ、欧州を始め、海外の競争当局が全く同様の問題提起をして議論をし、あるいは訴訟になっているような案件でございます。これについて公正取引委員会の審査局が、競争制限があるかないか、あるいは競争阻害のおそれがあるか

ないか、これは消費者の利便の問題ですとか、データの管理の問題などとも絡んでかなり論争的なテーマでありまして、そうしたことについて粘り強く相手とコミュニケーションをとり、公正取引委員会が国際的にもやや先行するような形で一石を投じることができたということではないかと思っておりますが、一石でありまして、今後とも海外当局と連携、協働しながら、更に深掘りをしていかなきゃいけないテーマがデジタル分野にはたくさんあると認識をいたしております。

御承知のとおり、競争政策を巡りましては、アメリカもヨーロッパもその目的ですとか考え方について大きな変化が出てきているように見受けております。我が国でも、これも御承知だと思いますが、6月の政府の成長戦略の実行計画の中で、競争政策の強化とかりデザインという方針が掲げられておりまして、そのための公正取引委員会の体制ですとか執行力の強化という方針も示されたところであります。これを踏まえまして、この9月、令和4年度の予算の概算要求でこれまでにない定員増を概算要求しております。今後計画的に事務総局の増員を含む体制の強化を進めていきたいと考えております。

令和4年度は当面経済分析体制の充実ですとか、アドボカシー活動の拡充のための体制強化に当たりたいと思っております。計画的にこうした体制強化を進めていきたいと思っておりますので、こうした状況を是非会員の皆様にもお汲み取りを頂いて、引き続き御支援、御助力を頂けると有り難いと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

ありがとうございました。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、今回はこれにて閉会とさせていただきたいと思っております。

本日は長時間にわたり御議論いただきまして、誠にありがとうございました。